

# 一時保護状請求手続について①（追加論点について）

令和5年3月13日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

虐待防止対策推進室

## 4. 同意の撤回がなされた場合の対応について（追加論点）

### 同意の撤回がなされた場合の対応について

- ・ 親権を行う者等の同意がないときは一時保護開始から7日以内に一時保護状を請求する必要があるところ、一時保護の当初は同意をしていた親権を行う者等が7日経過直前に同意を撤回する意思を示した場合の対応について、どのように考えるべきか。

#### <検討にあたっての視点>

- ・ 親権を行う者等の同意がある場合には、一時保護状の請求を要しないため、請求のための整理（資料作成）は通常行われないと考えられるが、同意の撤回時の対応については明文の規定がない。一時保護開始から7日経過前に同意を撤回した場合には、同意の撤回の時点から一時保護状請求に向けた整理（資料作成）を要することとなるため、児童相談所の事務が混乱しないよう、対応を検討しておく必要があるのではないか。

## <論点4.> 同意の撤回がなされた場合の対応について（議論の前提）

○ 改正後児童福祉法（以下「改正後法」という。）33条3項では、以下のとおり規定。

**原則** 一時保護開始から7日以内又は事前に一時保護状を請求（同項柱書）

**例外** 以下の場合には一時保護状の請求は不要（同項1号～3号）

- ・ 一時保護を行うことについて親権を行う者等の同意がある場合
- ・ 児童に親権を行う者等がない場合
- ・ 一時保護開始日から起算して7日以内に解除した場合

改正後児童福祉法（抄）

第33条

①～②（略）

③ 児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

④～⑳（略）

## < 論点 4 . > 同意の撤回がなされた場合の対応について

### < 対応の方向性（案） >

- 親権を行う者等が同意を撤回した場合については、明文の規定がないが、児童相談所としては速やかに一時保護状の請求をすべきものとして、可能な限り7日を経過する前に一時保護状請求書を管轄の裁判所に提供することとしてはどうか。
- この際、同意を撤回した時期が期限直前であるなどの事情により、7日を経過する前に一時保護状請求書のみを提供することは可能であるものの、裏付け資料等の提供までは困難であるような場合には、まずは一時保護状請求書を出し、請求先裁判所と協議の上、裏付け資料等は追って速やかに提供する方法も考えられるものとしてはどうか。

## <論点4.> 同意の撤回がなされた場合の対応について

### <対応の方向性（案）>

- もっとも、親権を行う者等が同意を撤回した時期が期限直前であるなどの事情により、期限内に一時保護状を請求することが客観的にみておよそ困難な場合も想定される。そのような場合に関しても明文の規定がないため、問題となる。

#### (現時点における考え方の整理の方向性)

- ・ 最終的には個別の事案に基づく裁判官の判断となるものの、改正後法33条3項が一時保護状の請求期限を7日以内とした趣旨・目的、司法審査の対象（親権を行う者等の同意のない親子分離の適正性）、期限直前の同意の撤回時に想定される状況等を踏まえると、親権を行う者等が同意を撤回した事情等により期限内に一時保護状を請求することが客観的に困難な場合には、期限を僅かに徒過したことだけをもって直ちに手続が違法となるものではないと解される。
- 以上のような考え方の整理を進めた上で、直前に親権を行う者等が同意を撤回した事情等により、客観的にみて期限内に一時保護状の請求を行うことすら困難な場合には、まずは請求先裁判所に電話等により一報を入れ、当該事情及び一時保護状請求予定の旨等を伝えた上で、可能な限り速やかに一時保護状請求書を提供することとしてはどうか。

## < 論点 4 . > 同意の撤回がなされた場合の対応について

### < 対応の方向性（案） >

- なお、同意の撤回が7日経過直前になされた場合においても、親権を行う者等の意見は、児童相談所がその内容を聞き取ってまとめた書面を請求先裁判所に提供することを基本とすべきではないか。
- この際、親権を行う者等が自ら意見をまとめた書面を作成することを希望する場合においては、児童相談所としては、親権を行う者等から直ちに児童相談所に対して提供された場合に限り請求先裁判所に提供することとしてはどうか。